

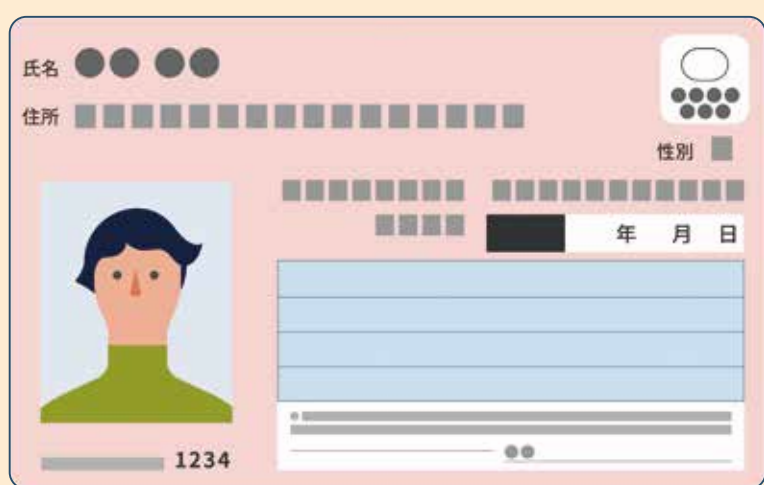
令和7年8月1日以降の 国民健康保険の受診方法

令和6年12月2日より、保険証の新規発行・再発行がされなくなり、マイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)での受診を基本とする仕組みへ移行しました。群馬県内の市町村国保が発行した保険証の有効期限は最長で令和7年7月31日までのため、8月1日以降の受診方法をご案内します。

マイナ保険証を**持っている**場合

原則

マイナ保険証で受付

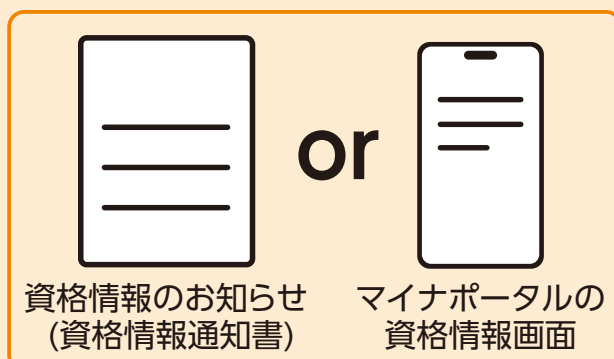


マイナ保険証



マイナ保険証

+



※資格情報のお知らせやマイナポータルの資格情報画面だけでは保険診療は受けられません。

医療機関等がマイナ保険証に対応していない場合などは

マイナ保険証と資格情報の
お知らせ又はマイナポータルの
資格情報画面を窓口で提示

マイナ保険証を**持っていない**場合

資格確認書を窓口で提示

都道府県	有効期限	年	月	日			
国民健康保険	発効期日	年	月	日			
資格確認書	番号	(枝番)					
記号	性別						
氏名	年	月	日	負担割合	割		
生年月日	年	月	日	適用開始年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日	世帯主氏名			
住所							
保険者番号							
交付者名							

資格確認書

都道府県	有効期限	年	月	日			
国民健康保険	発効期日	年	月	日			
資格確認書	番号	(枝番)					
記号	性別						
氏名	年	月	日	負担割合	割		
生年月日	年	月	日	適用開始年月日	年	月	日
交付年月日	年	月	日	世帯主氏名			
住所							
保険者番号							
交付者名							

資格確認書

下地の色が茶色から青色になります。

マイナ保険証を利用するとさまざまなメリットがあります

- データに基づくより良い医療が受けられます
- 手続きなしで高額療養費制度の限度額を超える支払が免除されます
- 確定申告時に医療費控除が簡単にできます

マイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひ、マイナンバーカードの取得、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行ってください。

マイナ保険証を
ご利用ください！